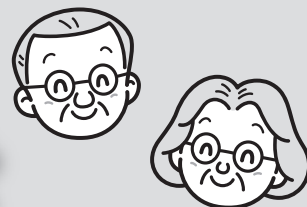


後期高齢者医療保険 からのお知らせ



平成28・29年度

保険料は
次のようになります！

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得※×所得割率」の合計となり、2年ごとに見直されます。平成28年度及び平成29年度の保険料率は、今日的な医療費の増加等を受けて、次のように改定されましたのでご理解ご協力をお願いします。 ※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除額）



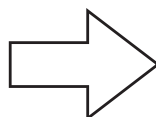
1 均等割額は、**年額42,690円となります**（年額で850円増加となります）

2 所得割率は、**8.55%となります**（0.56ポイント増加となります）

改定前

平成26・27年度
の保険料率

被保険者均等割額 41,840円
所得割率 7.99%
賦課限度額（上限） 57万円



改定後

平成28・29年度
の保険料率

被保険者均等割額 42,690円
所得割率 8.55%
賦課限度額（上限） 57万円

※平成28年度の保険料の決定通知書及び納入通知書は、7月中旬に郵送予定です。

保険料の計算方法

所得割

（所得金額－33万円）×
所得割率 **8.55%**

+

均等割額

被保険者1人あたり
42,690円

=

保険料額

（限度額57万円）
※100円未満切り捨て

※年金所得のみの人は（年金収入－公的年金等控除額）が所得金額になります。

※問い合わせ先…岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368
郡上市役所健康福祉部保険年金課 ☎67-1822